

いじめ防止対策基本方針

藤沢市立駒寄小学校

いじめの定義と本校のいじめに対する基本的な姿勢

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第2条)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことはなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。(平成18年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめはどのクラスでも、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識に立ち、全校児童一人ひとりが楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「駒寄小学校いじめ防止対策基本方針」を制定します。

1. いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってははいけません。また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することのないようにします。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、学校、学級内にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。

また、本校の特色である縦割り活動を通して児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進し、児童同士、児童と教職員の校内における温かな人間関係を築きます。

(家庭との連携)

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題をよりよく解決していきます。

(地域との連携)

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校は地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

(児童会活動)

いじめは児童の中で起こっています。本校教職員は子どもたちが自ら行ういじめ防止運動を支援し、児童会活動等、子どもたちの自治的な活動を通して、子どもとともにいじめの防止等に取り組みます。

2. いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ② 児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童会活動に対する支援を行います。
- ③ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ④ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ⑤ 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかかわる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ① いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ・児童対象いじめアンケート調査
 - ・個人面談（教育相談）を通じた学級担任による児童からの聴き取り調査
- ② 児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ・学級担任、学年担当、児童支援担当、保健室、その他の職員との面談
 - ・スクールカウンセラーとの面談
 - ・藤沢市いじめ相談ホットライン、藤沢市いじめ相談メール、藤沢市子ども相談フォーム、24時間子どもSOSダイヤル
- ③ 相談・通報のあった事案は、「駒寄小学校いじめ問題対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ④ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) 道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながるような生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育や子どもの権利条約に基づいた人権教育の充実を図ります。

(4) 情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

(5) いじめの早期解決のための取組み

- ① いじめまたはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ② いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行います。
- ④ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ⑤ はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。また、傍観者的な立場にいる児童にも、自分の問題としてとらえさせ、誰かに知らせる等の行動の大切さを理解させるよう指導します。
- ⑥ いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

3. 「駒寄小学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「駒寄小学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 「駒寄小学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、及びいじめ防止担当者を中心とした校内支援委員会、SCがあたります。

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討します。

(2) 活動内容

- ① いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ② いじめに関する相談・通報への対応
- ③ いじめの判断と情報収集
- ④ いじめ事案への対応検討・決定
- ⑤ いじめ事案の報告

(3) 会議の開催

毎月職員会議前に児童理解会議を行い、全職員で情報の共有に努めます。
また、年度初めと年度終わりには、児童の様子を把握する児童理解全体会を行います。
いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急開催します。

4. 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ調査委員会」の構成

- ・校長、教頭、校内支援担当、学年関係者、いじめ防止担当者、その他必要と認める者
- ※ 事案内容により構成員については教育委員会と検討します。
- ※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ① 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ② 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ③ 教育委員会への調査結果報告
- ④ 調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5. その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ① いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組みに関すること

※この方針は、2014年4月1日より制定します。

※2020年(令和2年)4月 一部改定

※2022年(令和4年)4月一部改定

※2025年(令和7年)4月一部改定